

建設工事の事業者 様

岡崎市長 内 田 康 宏

現場代理人の常駐義務の緩和及び兼務について（通知）

建設業法施行令の一部を改正する政令により、監理技術者の配置が必要となる下請負契約の請負代金の額、現場ごとに主任技術者又は監理技術者を専任で配置することが必要となる建設工事の請負代金の額等が引き上げられることとなりました。

つきましては、岡崎市工事請負契約約款第 10 条第 3 項に基づく、市発注工事に係る現場代理人の常駐義務の緩和に関する運用上の留意事項を、下記のとおり一部改正しますので以降の事務執行を適切に措置いただくようお願いいたします。なお、本通知に伴い令和 4 年 12 月 13 日付け 4 建企第 286 号「現場代理人の常駐義務の緩和について（通知）」の一部改正について（通知）については廃止します。

記

1 現場代理人の常駐緩和について

次に掲げる期間については工事現場に常駐を要しないものとし、常駐すべき各期間に重複のない二以上の工事に同一の現場代理人を配置することができるものとする。

- (1) 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設工事等が開始されるまでの間。）
- (2) 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間

また、橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間においては、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合、二以上の工事に同一の現場代理人を配置することができるものとする。

ただし、いずれの場合も発注者と建設業者の間で、これらの期間が設計図書も

しくは打合せ記録等の書面により明確となっていること。

## 2 現場代理人を兼務できる工事

現場代理人の兼務ができる工事は、次の条件をすべて満たさなければならない。なお、合算による諸経費の調整を行っている工事等については、同一現場とみなされるため、本通知の適用を受けずとも同一の現場代理人とすることができる。

- (1) 兼務する工事が国、愛知県等及び岡崎市の発注する公共工事であること。  
ただし、国、愛知県等の発注する工事は施工箇所が岡崎市内に限るものとする。
- (2) 受注者が岡崎市内に建設業法上の主たる営業所を有する者(市内本店業者)であること。
- (3) 施工実績特例制度（一般競争入札において施工実績が無い者が入札参加できる制度）の適用を受けた工事でないこと。
- (4) 兼務する各々の工事の契約額（税込み）が 4,500 万円（建築一式工事の場合は、9,000 万円）未満（主任技術者の専任要件に抵触しない工事）であること。

ただし、4,500 万円（建築一式工事の場合は、9,000 万円）以上の工事で、以下に該当する場合は、2 本まで兼任できるものとする。

- I 密接な関係のある 2 以上の建設工事が隣接した場所(重なる場合を含む。)または同一区域内において施工する場合。
- II 工事の対象となる工作物に一体性又は連続性が認められること。
- III 工事の施工にあたり相互に調整を要すること。

## 3 兼務する場合の手続き

受注者は、現場代理人を兼務させる場合は、工事打合簿に兼務する工事すべての「現場代理人・主任（監理）技術者・監理技術者補佐届」の写しを添付し、兼務期間の始期日より 5 日以内に兼務する工事すべての監督職員に提出しなければならない。

## 4 留意事項

- (1) 現場代理人は、次の場合を除き、作業が行われている工事現場を同時に不在とすることはできない。（兼務する現場内のいずれかに常駐すること。）
  - ア 市又は関係機関等との協議・打合せ等。
  - イ 工事施工上、やむを得ず工事現場を離れる場合。

例・材料調達にあたり、材料の存置箇所に行き直接品質確認する場合。

・発生土の流用先の現場状況を把握するため他現場へ行く場合。

ウ 法定休暇、労使協定または、就業規則の定めによる休暇及び傷病等による休暇の場合。

エ 研修を受講する場合。

オ 現場責任者会議（職長会議）等の会社が開催する会議に出席する場合。

カ 兼務する工事現場間を移動中の場合。

キ その他、市監督職員の承認を受けた、やむを得ない事情の場合。

(2) 現場代理人は、現場作業が行われているときに不在とするときは、現場に常駐する者の中から連絡員を定めることとし、連絡員は、不在の現場代理人に代わり現場の運営、取締りを行う他、不測の事態が発生したときは、速やかに現場代理人に連絡し、指示を受けるものとする。連絡員の資格は問わない。（工事の主たる部分を下請負する業者の職長等を可とする。）

(3) 現場代理人は、現場作業が行われているときは、携帯電話等により常時連絡が取れる状態を確保し、本市及び連絡員との連絡に支障をきたさないこと。

(4) 兼任配置としたことにより安全管理の不徹底に起因する事故等が起きることがないように、現場における安全管理に、より一層配慮することとし、現場作業が行われているときは、兼務する全ての現場に日に1回以上出向き、現場代理人として必要な職務を行い、その記録をすること。

(5) 兼任配置とした工事が、契約変更で増額したことにより条件を満たさなくなった場合においても、引き続き本通知の適用を受けるものとする。ただし、主任技術者の取り扱いについては、建設業法を遵守し、変更等の必要な措置を行うこと。

(6) 営業所技術者等（建設業法第7条第2号及び15条第2項による、建設業または特定建設業の許可の要件として、営業所ごとに置かなければならない専任の技術者）と現場代理人の兼務は、4,500万円（建築一式工事の場合は、9,000万円）未満の工事においてのみ、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととし、営業所技術者等との兼務を認める。

(7) 兼任配置とした工事において、次に掲げる場合、市は、兼任配置の解除を命じることができる。この場合、受注者は専任できる別の現場代理人を速やかに設置することとし、設置できない場合は、契約を解除するものとする。

ア 作業事故、苦情等が発生し、原因が施工管理体制の不備と市が判断したとき。

イ 連絡員が定められていなかったとき（連絡員が作業員等に周知されてい

なかったときを含む。)

ウ 特別の理由なく、作業が行われている現場のいずれにも常駐していなかったとき。

エ 特別の理由なく、作業が行われている現場に日に1回以上出向いていないとき。

(8) 現場代理人の常駐期間は、現場代理人・主任（監理）技術者・監理技術者補佐届の提出日から完成届の受理日までとする。

## 5 適用時期

令和7年4月23日

連絡先：岡崎市総務部契約課 審査契約係

電話 (0564)23-6720

Email keiyaku@city.okazaki.lg.jp

岡崎市土木建設部建設企画課 工事検査係

電話 (0564)23-6635

Email kensetsukikaku@city.okazaki.lg.jp